

ひかり消費喚起補助金 Q & A

※このQ & Aは随時更新しますので、市HPでご確認ください。

Q 1 中小企業者の要件は？

A 1 中小企業基本法第2条第1項によることとし、下記の表のとおりです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q 2 補助対象者の要件を詳しく教えて？

A 2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する団体です。

- (1) 市内に本拠がある団体であること。
- (2) 団体の構成員の半数以上は、市内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する中小企業者等であること。
- (3) 団体名義の銀行口座を有していること。
- (4) 次の者を含まない団体であること
 - ア 国及び法人税法（昭和43年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
 - イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項又は同条第13項第2号に規定する営業を営む者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者
 - オ その他、公序良俗に反する事業を営むなど市長が補助金を交付することが適当でないとする者

ここでいう団体とは・・・

事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする3以上の事業者の結合体又はその連合体のことをいいます。

Q 3 団体名義の口座を持っていないがどうすればよいか？

A 3 本事業では、団体としての一定程度の信用を担保するため、また、補助金振込の際にも必要となるため、銀行口座を有していることを要件としています。口座の開設については、金融機関にご相談いただければと思います。

Q 4 補助対象事業はどのように考えればよいか？

A 4 補助対象事業の検討に当たっては、まずは団体の皆様でよく話し合ってください、団体の実情に応じて、創意工夫のもと自由な発想で事業を構築していただきたいと考えています。取組の想定はチラシや後述のQ 6にも記載していますが、これだけに捉われることなく、「消費喚起」の観点から、ぜひとも効果的な取組を生み出していただきたいと思っています。

なお、市の審査は、まずは「できるだけ対象にしたい」という観点から行い、仮に補助金の対象とし難い事業の場合でも、どうすれば対象とできるか、一緒に考えていきたい（あまり期待はしないでください）と思っていますので、皆様の積極的な取組をお待ちしています。

Q 5 補助対象事業・経費の中で、「構成員の売上げに直結し」とはどういうことか？

A 5 消費喚起を目的としているため、売上の無いお祭りや見本市の開催、情報発信のみを目的とするホームページの改修など、商品等の売上が発生しない取組のみの事業では補助の対象外となるという趣旨です。

Q 6 プレミアム部分や割引部分の補てんは対象外とはどういうことか？

A 6 本事業では、地域経済の活性化に効果的な制度となるよう、商品券等のプレミアム部分やクーポン等の値引部分といった、その効果が一事業者と一顧客の狭い範囲で概ね完結してしまう直接的な還元部分を対象外としました。一方、商品券やクーポン券の発行にかかる印刷費などの事務費といった、全体の効果を高める経費は対象としています。

また、イベント等の開催やスタンプラリーの実施といった団体全体、地域経済全体の活性化に資する取組や、ECサイトの構築といったデジタル化の推進にかかる取組を推奨しています。

Q 7 申請から交付決定までにどのくらいの時間がかかるか？

A 7 市において内容を審査するため、書類がすべて適正に揃っているとして、交付決定までに2週間程度のお時間をいただきます。

Q 8 他の補助金を受けていても申請できるか？

A 8 他の補助金を受ける（受けた）場合、その補助金が当たっている経費は、本補助金の対象外となりますが、申請は可能です。このとき、他の補助金と本補助金の合計額が事業費の総額を超えて受け取ることはできません。

Q 9 事業実施後、事後で申請することは可能か？

A 9 補助対象事業実施の2週間前までに申請いただき、交付決定後に事業に着手することが要件です。事後での申請はできません。

Q10 交付決定通知書に記者発表を行うこととあるが、どのようにすればよいか？

A10 市の広報・シティプロモーション推進室（市役所2階国道側）に記者発表資料を投函できるBOXがあります。記者発表資料(チラシなどがあればそれも含む)は26部必要です。イベント等の開催日（開始日）の4開庁日前までに市商工観光課にご提出ください。市商工観光課が内容を確認後、BOXに投函します。

○ 記者発表資料には、下記のことを必ず記入してください。

①発表日	②イベント等の名称	③事業の目的・内容
④日時（期間）	⑤場所（会場）	⑥主催者
⑦感染対策の取組	⑧事業担当者名	⑨電話番号（問合せ先）
⑩「ひかり消費喚起補助金を活用した事業です」		

○ 2枚以上になる場合は、ホッチキス止めをお願いします。

○ 印刷後に後戻りが無いよう、可能な限り事前にメール等で確認をいただくと助かります。（市商工観光課宛：syoukoukankou@city.hikari.lg.jp）

※ 4開庁日前とは…イベント等の開催日（開始日）から、当該日を含めずに市役所の開庁日を数えて、4日以上前の日であること

- 例1) 令和4年9月17日がイベント実施日の場合、9月13日までに提出
- 例2) 令和4年9月20日がイベント開始日の場合、9月13日までに提出
- 例3) 令和4年9月24日がイベント実施日の場合、9月16日までに提出

Q11 事業計画が変更になった場合はどうすればよいか？

A11 交付決定後に事業内容の変更（事業目的や事業実施により得られる効果等に影響を及ぼさない事業計画の軽微な変更を除く）や補助対象経費の増額、又は事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、ひかり消費喚起補助金事業計画変更等承認申請書（様式第4号）に、その内容が確認できる書類を添えて市商工観光課に提出し、承認を受けてください。

これによらず、変更された場合は、補助金の交付ができかねる場合がありますので、市商工観光課まで事前にご相談いただければと思います。